

関係各位

マージン率等に係る情報提供

太平洋總業サービス株式会社（派 14-302493）

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

※ 対象期間 令和 7 年度（令和 7 年 4 月 ～ 令和 8 年 3 月）

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等 ※ 令和 8 年 3 月末日現在

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 （1日8時間当たりの平均）	②派遣労働者の賃金 （1日8時間当たりの平均）	マージン率 （①－②）÷①
		22,552	16,064	28.8%

※ マージン率とは

派遣先より太平洋總業サービス株式会社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率と言います。

2. 教育訓練に関する事項

訓練内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人 平均実施時間（時間）
新規採用者訓練	未経験の新規採用者	OJT	弊社	無償	有給	4～8
基礎教育（知識の取得）	全派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	40～112
安全・品質・危険物取扱教育	全派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	20
マネジメント教育	4年以上雇用見込みの派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	10

キャリアコンサルティング相談窓口 派遣元責任者 香月 TEL（0476）32-9955

3. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

○ マージンに含まれる費用について

社会保険料		健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料・雇用保険料・労災保険料などの事業主負担分				
有給休暇費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求は出来ません）				
会社運営経費	健康診断費用	一般診断及び生活習慣病予防検診の受診費用				
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人誌・インターネット等）				
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用				
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続き費用・事務所費・通信費 等				
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金・社会保険料・有給休暇費用・会社運営経費を差し引いた利益				

○ 健康診断・資格取得 支援

4. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

○ 労使協定を締結している：すべての派遣労働者 有効期間終期 令和 9 年 3 月 31 日